

★消防法令適合通知書交付申請から交付までの流れ★

- ①新築・既設の建物で事業を開始するにあたり、市建築指導課において用途変更等許可申請が必要とならないか、事前に確認を行うこと。
※用途変更となる場合は、その用途・規模・構造に応じて消防用設備の設置、変更等が該当する場合があります。
- ②消防局予防課において、その事業の入る建物（占有部分）に新たに設置該当となる消防用設備がないかを、事前に確認しておくこと。
※新たに消防用設備の設置が該当した場合、その設備の設置が完了していなければ消防法令適合通知書の交付はできません。（設備の設置までに概ね1、2ヶ月ほど時間がかかりますので、必ず事前確認しておくこと。）
- ③既存の建物の場合、消防用設備等の点検結果報告書の内容について不良（不備）箇所がある場合は、その改修が完了していること。
※改修完了の報告書の写し等(改修前・改修後の写真等)を用意してください。
- ④事業所が入居する建物に防火管理制度が該当する場合、防火管理者選任届等の各種届出が管轄の消防署所へなされていること。（管轄の消防署等については、市消防局ホームページ等でご確認ください。）
※複数の事業所が入居している雑居ビル等の場合、統括防火管理者の選任が必要となる場合がありますので、管轄の消防署へ事前に確認し、該当する場合はその届出及び建物全体の消防計画を作成、届出を行うこと。
- ⑤上記①～④まで完了したのち、中央消防署または西消防署窓口へ申請を行うこと。申請時に申請に係る検査の日程調整の予約を行ってください。
※申請書類の不備の有無等について確認します。不備がある場合は、申請を受け付けられませんので、必ず確認調整を行ってください。
- ⑥申請内容の確認後、申請書類の補正等がない場合または完了した後に、検査日程の調整を行い、申請に係る消防検査を行います。
※検査については、内装工事が完了後、ベッドやカーテン等の什器類の配置まで完了している日程で組むこと。
検査完了後、改修等が該当しなければ検査から2開庁日後に適合通知書の交付となります。申請行った消防署の窓口での受け渡しになります。
※検査では、事業所内の避難経路や防災物品の使用の有無等について確認を行いますので、カーテン、のれん(下げ丈が1m以上のもの)、じゅうたん（面積が2㎡以上のもの）を使用する場合は、必ず防災物品を準備・使用すること。カーテン、のれん類について、ロールカーテンやブラインド等、間仕切り等の布製品は全て防災規制の対象となります。

※防災対象物品※

- ・間仕切り用の衝立、アコーディオンカーテン、アコーディオンドア(金属、木製、プラスチック製は対象外)
- ・室内装飾のために壁に下げる布、布製品
- ・映写用のスクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- ・展示会場等で用いられる合板、台、バックスクリーン、仕切用に使用される布製のもの
- ・店舗等で天井から下げられる布製の広告類、パネル等の合板
- ・試着室・給湯室等に使用される目隠し布

⑦検査において、改修等を指示された場合は、その改修状況が確認された後に適合通知書の交付となります。